

**放射性同位元素等の規制に関する法律に基づく規制に係る
立入検査実施要領の一部改正案に対する
科学的・技術的意見の募集結果について**

令和5年3月29日
原子力規制委員会

1. 概要

放射性同位元素等の規制に関する法律に基づく規制に係る立入検査実施要領の一部改正案について、科学的・技術的意見の募集を実施しました。

期 間： 令和4年11月3日から同年12月2日（30日間）

対 象：

- 放射性同位元素等の規制に関する法律に基づく規制に係る立入検査実施要領の一部改正案

方 法： 電子政府の総合窓口（e-Gov）、郵送、FAX

2. 意見公募の結果

○御意見数¹：8件²

○御意見に対する考え方：別紙のとおり

¹ 提出意見数は、総務省が実施する行政手続法の施行状況調査において指定された提出意見数の算出方法に基づく。
なお、今回の意見公募において、提出意見に該当しないと判断されるものはなかった。

² 提出意見には他の案又は複数の案に対する意見が含まれる場合がある。

**放射性同位元素等の規制に関する法律に基づく立入検査実施要領の改正案
に対する御意見への考え方**

令和5年3月29日

整理 番号	御意見の概要	考え方
1	<p>立入検査の対象として、表示付認証機器届出使用者を追加する改正案となっているが、表示付認証機器届出使用者の対象者（事業者）は数が多く、また小規模な事業者も多いため、立入検査対応の負担が検査側・事業者側双方に大きくなると想定されます。</p> <p>表示付認証機器については設計認証により比較的风险が低いと判断されて取り扱いを合理化したものと認識ですので、許可届出使用者と同じ2年毎の実施ではなく、よりインターバルを長くするか、表示付認証機器使用届・使用変更届や毎年の管理状況報告書を基に必要と判断した場合に不定期に実施とすることで十分ではないかと考えます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 放射性同位元素等の規制に関する法律（昭和32年法律第167号）第43条の2の規定に基づく立入検査は、従来から表示付認証機器届出使用者についても対象としています。今回の改正では、放射性同位元素等の規制に関する法律に基づく立入検査実施要領（原規放発第1307031号（平成25年7月3日原子力規制委員会決定）。以下「立入検査実施要領」という。）においても、このことが明らかになるように記載の適正化を行ったものです。 ➤ また、表示付認証機器届出使用者に対する立入検査の実施の頻度については、御意見にあるような「2年毎の実施」といった特段の運用上の定めはなく、立入検査実施要領の改正案の「4. 実施時期」（改正前の「3. 実施時期」）に示すとおり、年間計画において定めた時期その他必要な時期に実施するものとなります。 ➤ なお、立入検査実施要領の改正案の「4. 実施時期」（改正前の「3. 実施時期」）に「登録認証機関等については、原則として、登録若しくは登録の更新又は直近の立入検査を行った日からおおむね2年以内に実施することとする」とあるのは、登録認証機関等に対する立入検査について記載したものであり、表示付認証機器届出使用者に対する立入検査について記載したものではありません。 ➤ よって、原案のとおりとします。
2	<p>P. 3~4 7. (1)</p> <p>1-1. 意見</p> <p>1. 管理者を「事業所等の管理者」に変更していますが、p3で事業</p>	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 今回の改正では、「管理者」の範囲をより明確にするため、「事業所等の管理者」に変更したものです。 ➤ よって、原案のとおりとします。

整理 番号	御意見の概要	考え方
	所等の管理者と記述しているので変更はいらないと考えます。	
3	<p>P. 3～4 7. (1)</p> <p>1-1. 意見</p> <p>2. 現在、指摘(法違反又は疑いがある)、指導、コメントの形で結果がだされています。</p> <p>指導、コメントについても変更方法等を報告することを求める検査官がいます。</p> <p>これらの項目について明確に規定していただきたい。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 改正前及び改正案の立入検査実施要領の「7. 立入検査結果の取扱い」(1)において、安全管理調査官が「改善が求められる事項」があると判断した場合には、その事項について改善を求める旨を記載しており、御意見のような分類を示すものではありません。 ➤ よって、原案のとおりとします。 ➤ なお、立入検査実施要領の改正案の「2. 立入検査の根拠及び手法」において、立入検査の実施に際しては、「放射性同位元素等の規制に関する法律に基づく立入検査ガイド」を参照することとしているところ、同ガイド第8章においても、「改善が求められる事項」への対応について記載しています。
4	<p>新旧対照表 5 ページ 7. (2)</p> <p>「立入検査により廃止措置計画に記載された措置が行われたことを確認したときは、安全規制管理官(放射線規制担当)は、事業所等の管理者に対しその旨を通知する。」とあるが、立入検査実施通知が管理者又は代表者であればこれと同様にすることが適当であると思われるがいかがか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 現行の立入検査実施要領においては、「事業所等の管理者」は、許可届出使用者等の事業所等の管理者を表し、「事業所等の代表者」は、登録認証機関等の事業所等の代表者を表しています。 ➤ なお、御指摘を踏まえて、許可届出使用者等の事業所等の管理者に関する記載と登録認証機関等の事業所等の代表者に関する記載との区別がより明確になるよう、立入検査実施要領の改正案の「3. 年間計画の作成」を以下のとおり修正します。また、同様の記載の箇所についても併せて修正します。

整理 番号	御意見の概要	考え方
		<p>(修正後の内容)</p> <p>年間の立入検査実施予定件数及び対象となる許可届出使用者等の事務所、工場若しくは事業所(以下「事業所等」という。)又は登録認証機関等の事務所</p>